

令和 8 年度委託訓練事業（長期高度人材育成コース）業務に係る企画コンペ実施要領等に関する質問への回答

No	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容	回答
1	実施要領 様式 1	4 参加者の資格要件等（3） 2 訓練科（コース内容）	長期高度人材育成コースの対象ウ（③）に、職業実践専門課程として認定を受けている学科という記載がありますが、認定学科であれば、国家資格やそれに準ずる資格の取得が必須カリキュラムにふくまれなくとも申請が可能ということでしょうか。	長期高度人材育成コースは、国家資格の取得等を目指す長期の教育訓練講座を活用した高度な知識及び技能を習得する訓練コースとなりますので、2年間の訓練カリキュラムは国家資格の取得等を目指すものとしてください。
2	実施要領 様式 1	4 参加者の資格要件等（3） 2 訓練科（コース内容）	長期高度人材育成コースの対象ア（①）やイ（②）のように、資格取得を訓練目標とするコースが、職業実践専門課程の認定学科でもある場合には、資格取得（合格）を主目標とし、万が一合格が叶わない場合にも職業実践専門課程の修了を副目標として申請することは可能となるでしょうか。	長期高度人材育成コースの対象ア（①）からエ（④）のいずれかに該当する場合は、訓練科（コース）を設定することは可能です。 該当が複数ある場合は、複数チェックも可能です。 長期高度人材育成コースの対象ア（①）及びイ（②）により実施するものは、総訓練設定時間の 80%以上の訓練受講時間があり、且つ設定した資格の取得を修了の要件となります。 また、委託先機関（学校）の修了（卒業）要件にも適合することが要件となります。 については、国家資格の取得（合格）の見込みが無くなった時点で、退校となります。 長期高度人材育成コースの対象ウ（③）及びエ（④）により実施するものは、総訓練設定時間の 80%以上の訓練受講時間があり、且つ委託先機関（学校）の修了（卒業）が要件となります。